明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一九）　一

〔告　示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁一二四）　二
○地方税法施行規則第二条の四に規定する指定法人を指定する件（総務四三九）
○原戸籍の一部が滅失した件（法務六三二）
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同六三三）
○日本国に帰化を許可する件（同六三四）
○登録有形文化財の登録を抹消した件（文部科学一六八）
○原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第三条第二項第二号の規定に基づく口答試験を受験する資格を認める講習機関等を指定する件の一部を改正する件（文部科学・経済産業七）　三
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（農林水産二二六八）
○電気用品安全法第四十二条の三第二項において準用する同法第三十四条の規定による届出があった件（経済産業二七三）
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（国土交通一五二一）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一五二二、一五二三）
○特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件の一部を改正する件（同一五二四）
○運輸審議会から答申があった件（同一五二五）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境一三一）　四

〔国会事項〕
国家試験　五
普及指導員資格試験合格者（農林水産省）　五
中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　五
船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示（国土交通省最低賃金公示二）　五

〔人事異動〕
内閣　内閣府　消費者庁　防衛省　九

〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
労　働　一〇
諸事項　二
〔公　告〕
官庁
土地家屋調査士懲戒処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分関係　二
会社その他　二九

省　令

○防衛省令第十九号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の防衛大臣が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して九十日を超えることはできない。

一　生理日の就業が著しく困難な場合

二　公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三　健康診断を行った医師又は歯科医師である隊員から、健康に異常を生ずるおそれがあると認められたことによる措置（防衛大臣が定めるものに限る。）を受けた場合

第四十八条第三項を次のように改める。

3　前項ただし書、次項及び第五項の規定の適用については、連続する八日以上の期間（当該期間における休養日等（休養日、割り振られた勤務時間の全部について第四十四条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日をいう。次条において同じ。）以外の日の日数が少ない場合として防衛大臣が定める場合にあつては、その日数を考慮して防衛大臣が定める期間）の特定病気休暇を使用した隊員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた隊員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務